

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿農振－593－7
令和 7 年 2 月 7 日
鹿角市長 関 厚

市町村名 (市町村コード)	鹿角市 (05209)
地域名 (地域内農業集落名)	寺坂(9)地区 (寺坂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 31 日(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1)地域農業の現状及び課題※

農地の大部分を台地上の畑地が占めており、果樹園地が集約している地区であることから、土地利用型作物であるそばの作付を行う担い手による集積に加えて、果樹の生産支援や労働力確保に係る支援等により担い手の育成と経営力強化を図り、作目別の集約化を進めて効率的な土地利用を図る。

また、隣接する腰廻と合わせて、同様に既存の担い手の下での農業研修や果樹サポーター等の取り組みを通じて、新規就農等による後継者の育成を図る。

日本型直接支払制度により、農地の保全活動を行う集落組織等を支援することで、将来に向けた地域の良好な営農環境の維持を図るとともに、将来的な担い手候補の参画を促していく。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2)地域における農業の将来の在り方※

担い手への農地集積を進めることで低コスト化による経営の安定化を図る。

近隣地区の担い手とも連携しながら地区内の農地の適正な管理を行っていく。果樹及び園芸作物については、既存の担い手による営農継続を図りながら、農業研修等によるノウハウの習得を支援し、新規就農の掘り起こしを進める。

スマート農業の導入による省力化を進め、担い手の品質向上や規模拡大につなげていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1)地域の概要

区域内の農用地等面積	75.6ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	65.1ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地(青地)及び引き続き耕作する農地は、農業上の利用が行われる区域とする。
鹿角農業振興地域整備計画書に沿った農地利用を推進し、第3種農地、またはこれに相当する農地を中心に、必要に応じて農業上の利用が行われる農用地等の区域の見直しを行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

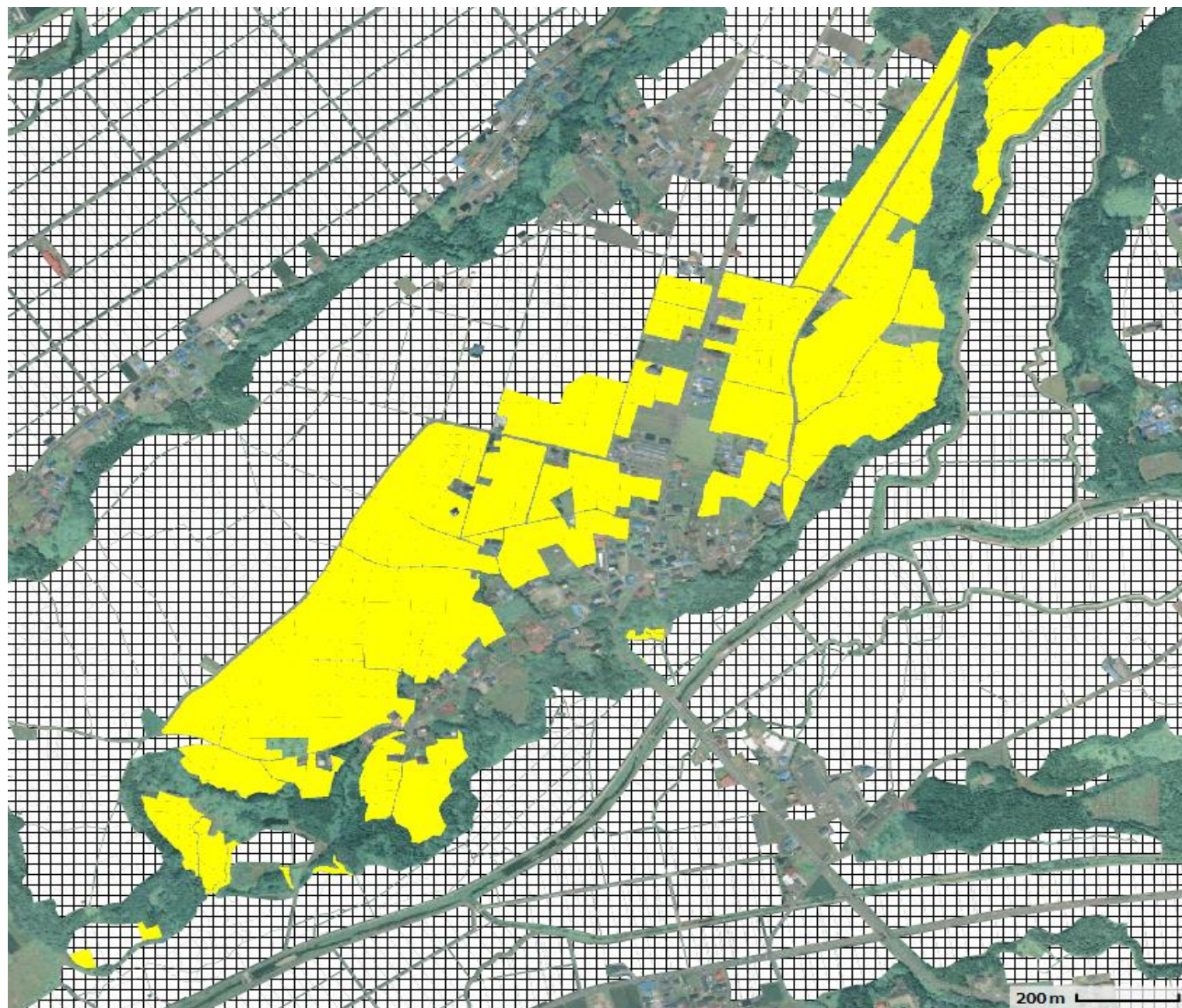
3農業の将来のあり方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
農業委員会及び農地中間管理機構が中心的な役割を担い、農地所有者の営農意向の把握を不断的に行うことで、担い手への円滑な引継ぎを図る。
(2)農地中間管理機構の活用方法※
人農地プラン実質化推進チームの構成団体の農業委員会、農地中間管理機構、土地改良区、JA かつの、鹿角市及びオブザーバーである秋田県が連携し、それぞれの業務を通じた農地中間管理事業のPRや斡旋により、次の方針を進める。 農業をリタイアおよび経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組※
出し手の農地の過半以上について受け手とのマッチングが必要
(4)多様な経営体の確保・育成の取組※
就農希望者に対しては、鹿角市農業農村支援機構がワンストップ窓口となり、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介のほか、生産技術や経営については普及指導センターや農業協同組合等が重点的な指導を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください。)

✓ ①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	✓ ③スマート農業	✓ ④・輸出等	✓ ⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨その他	農副連携
【選択した上記の取組方針】					
①鹿角市鳥獣被害防止計画に基づき、ツキノワグマやニホンジカ、イノシシ等による農業被害防止に資する各種支援策を実施する。					
③鹿角市スマート農業推進協議会による実証試験結果等を基に、農業者への普及と該当機械の導入支援に取り組む。					
④りんご(秋田紅あかり)ともも(かつの北限の桃)を核として、アジア圏を主な輸出ターゲットと位置づけ、県や輸出商社等と連携を図りながら海外への輸出量の拡大を図る。					
⑤鹿角地域果樹産地構造改革計画の達成に向けて、果樹経営支援対策事業等により栽培面積の維持、向上等を図る。					
⑦多面的機能支払交付金事業等を通じて、農地保全のみならず区域内で行われる地域での共同活動を支援し、地域農業環境の維持を図る。					

寺坂地区



凡例

農用地

地区外